

平成29年度採用

# 尼崎市 非常勤嘱託員募集案内

子どもの育ち支援ワーカー  
(スクールソーシャルワーク等の業務)

## 【試験日】

平成29年3月24日(金) 論文試験・面接試験

## 【受付期間】

平成29年3月14日(火)～3月22日(水)

午前9時00分から正午、午後1時から午後5時30分まで  
ただし、土・日曜日・祝日を除きます。

郵送で提出する場合は、3月22日(水)当課必着でお願いします。

## 受付場所及び問い合わせ先

尼崎市健康福祉局福祉事務所生活支援相談課(こども家庭相談担当)  
(市役所本庁舎中館2階)

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
(06)6489-6921

## 尼崎市ホームページアドレス

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

尼崎市では、「子どもの人権を尊重することを基本として、子どもの育ちを地域社会全体で支える」という尼崎市子どもの育ち支援条例(平成21年12月制定)の理念を実現していくために、条例第14条の「子どもの育ちを支える仕組み」の業務に従事する嘱託員を、次のとおり募集します。

## 1 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受験資格
子どもの育ち支援ワーカー (スクールソーシャルワーク等の業務)	1名	平成29年4月1日現在21歳～59歳で、学校教育に関して知識・理解を有し、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人 (ただし、平成29年4月1日までに資格取得見込の人の受験は可とします。)

注)次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 尼崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試 験

- (1) 日 時 平成29年3月24日(金) 午前9時30分から論文試験  
同日 午後1時00分から面接試験
- (2) 場 所 中央公民館  
(兵庫県尼崎市西難波町6丁目14-34 06-6482-1750)

論文試験 中央公民館 視聴覚室  
面接試験 中央公民館 2階23号室

- (3) 持 参 品 受験票・鉛筆・黒のボールペン・消しゴム
- (4) 試験内容 論文試験 午前9時30分から11時  
面接試験 午後1時00分から順番に実施

## 3 受験手続、提出書類等

尼崎市健康福祉局福祉事務所生活支援相談課へ次の書類を直接持参してください。

郵送での受付も可とします(3/22当課必着)。また、応募書類は、一切返却しません。

- (1) 尼崎市非常勤嘱託員採用試験申込書(所定のもの)
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格証明書の写し
- (3) 資格取得見込の人は、第29回(平成28年度)社会福祉士国家試験又は第19回(平成28年度)精神保健福祉士国家試験の受験票の写し

## 尼崎市役所本庁舎案内図(募集受付場所)



- JR 立花駅より南東へ約800m
- 募集受付場所は、市役所本庁舎中館2階 福祉事務所生活支援相談課

## 4 結果発表及び採用までの日程等

- (1) 結果発表  
平成29年3月下旬に試験結果通知を送付する予定です。なお、合格者には、通知と併せてお電話でもご連絡します。
- (2) 健康診断  
合格者には、平成29年3月下旬に、尼崎市保健所において健康診断を受診していただく予定です。
- (3) 採用決定通知  
平成29年3月下旬の予定です。
- (4) 採用  
平成29年4月1日の予定です。

## 5 資格取得見込で受験された人について

資格取得見込で受験された人は、第29回(平成28年度)社会福祉士国家試験又は第19回(平成28年度)精神保健福祉士国家試験の合格証書を速やかに提出してください。提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、採用試験の合格は無効となります。

# 子どもの育ち支援ワーカーの業務内容及び勤務条件等

## 1 業務内容

尼崎市子どもの育ち支援条例に基づくスクールソーシャルワーク等を実施するため、学校等に出向き、以下の業務に従事する。

- (1) 虐待、いじめ、不登校、非行等の要支援の子どもが抱える問題について、福祉、保健、教育分野等の総合的視点からの要因把握、支援方針の調整、役割分担に応じた支援実施の調整等
- (2) 要支援の子どもと様々な社会資源をつなぐほか、子どもが育つ環境への働きかけによる支援
- (3) 要支援の子どもを支援するための学校内のチーム体制づくり支援、学校と関係機関等との連携の促進、福祉の視点からの対応等について教員等への助言
- (4) 子どもや保護者からの相談に対する助言、要支援の子どもに関わる者間の関係調整等
- (5) 尼崎市要保護児童対策地域協議会との連携
- (6) その他尼崎市子どもの育ち支援条例の理念の実現に関すること

## 2 勤務場所

福祉事務所(尼崎市役所本庁舎内)を勤務場所とし、福祉事務所から学校等に出向き、業務を行う。また、所属長が指定する日については、指定された学校で業務を行う。

## 3 勤務日数及び時間

1日6時間、1か月を平均して1週間あたり18時間、1週間あたり3日を基本として1年間あたり156日を勤務する。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始は勤務を要しない日とする。

(ただし、所属課長は、業務上やむを得ない場合、1日3時間勤務の出勤日(半日勤務日)を、当月内に8日分を限度に、設定することができる。半日勤務日は、2日分をもって1日の勤務とする。また、所属課長が業務のため必要があると認めた場合、臨時的に、同月内で、勤務を要しない日を他の日に振り替えることができる。)

始業時刻及び終業時刻は、業務を効率的に遂行するために、午前8時から午後10時までの間において、自ら設定する。

## 4 報酬等

月額 273,700円 別途、交通費を支給(限度額の範囲内)

報酬額については予定であり、変更する可能性がある。

## 5 委嘱期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。勤務成績が良好な場合、更新することがある。(4回を限度。ただし、再度の選考による委嘱を妨げない。)

6 年次有給休暇 5日

7 社会保険 なし